

Twitter(ツイッター)運用についての申合せ事項

2010年7月1日 新規

2010年7月9日 改正

2010年12月14日 改正

2011年11月1日 改正

2016年10月5日 改正

慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター

慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター(以下、メディアセンター)の情報発信・コミュニケーション機能強化のため、「Twitter」を活用する。

関連する話題をツイートする際の、申合せ事項については以下のとおりとする。

1. Twitterの管理・運用については『慶應義塾職員によるソーシャルメディアの業務使用に関するガイドライン』(2011年10月慶應義塾広報室作成、第1版)を遵守する。
2. 2010年12月7日から公式アカウントとして運用する。
公式アカウント @sfc_mediacyenter
アドレス http://twitter.com/sfc_mediacyenter
3. 発信するコンテンツについては十分留意する。後述の<コンテンツの種類>参照。
4. 書き込む際は、原則としてイニシャル、ニックネームおよび名字等を文末に記載する。
5. 書き込みができるのはメディアセンター常勤スタッフとする。具体的には、専任+事務嘱託+常勤派遣。発信時、もしくは発信後に情報内容を相互チェックする体制とする。
6. 著作権に配慮する。また引用は典拠をわかりやすくする。
7. 守秘義務がある情報、個人情報、未確認の情報は書き込まない。
8. 他者への誹謗中傷、批判と受け取られそうな話題は掲載しない。内容に不安があれば事務長に了承を得る。また、間違いがあれば速やかに訂正を行う。
9. 利用者に配慮した読みやすい文体とすること。
10. Twitterの特性を活用すること。情報はリアルタイムに、リツイート、リプライなどの機能も念頭に入れて、積極的に発信すること。
11. @sfc_mediacyenter(リプライ)への返信について、質問である場合は回答をする。1日に数回チェックを行い、回答の必要があるツイートを抽出する。なお、質問内容によっては、関連する担当へ依頼する。

<コンテンツの種類>

- ・湘南藤沢キャンパスに関する話題、MC/ITC ニュースの内容紹介
 - ・メディアセンターウェブサイト上で公開されたトピック、ニュース、イベント情報の紹介
 - ・全塾メディアセンターポータルサイト上のお知らせの紹介
 - ・メディアセンターが提供する各種サービスについての紹介
- KOSMOS、My library、データベース、電子ジャーナル、オンラインリクエストなど

- サービス利用についての Q&A や利用調査アンケート結果の報告など
- ・メディアセンター(図書館)の関連情報、関連部署の動向や話題紹介
- ・メディアセンター所長の意見や感想、スタッフの業務内容紹介など
- ・慶應義塾や湘南藤沢キャンパス、大学、図書館の話題に関すること
- ・ツイート内容はスタッフの関心事や気づきなどを含んで構わない

附則

申合せ事項の内容を改廃する場合は、職員の定例ミーティングで承認を得ること。

附則

申合せ改正。附則を追記。項番 10 を附則に記入し削除、その後項番 10 および項番 11 の新規追加 (2010 年 7 月 9 日確認)。

附則

申合せ改正。附則を改訂。項番 1 および項番 4 を改正。その後項番の並びを整理。コンテンツの種類を一部追加 (2010 年 12 月 14 日確認)。

附則

申合せ改正。公式運用にともない附則を改訂。項番 1、項番 2 を追記し、その後の項番を整理。整理後、項番 7、項番 9 の内容を変更 (2011 年 11 月 1 日確認)。

附則

申合せ改正。附則を改訂。項番 2 を追記し、その後の項番を整理。整理後、項番 5、項番 7 の内容を変更 (2011 年 11 月 1 日確認)。

附則

申合せ改正。項番 1、2、3、4 の一部を改正。項番 11 を削除。コンテンツの種類の一部を改正および削除。(2016 年 10 月 5 日確認)